

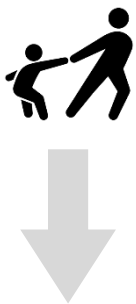
「こどもを守るネットワーク」事業 こどもネットニュース



VOL. 197

地域が子どもを守る「子供 110 番の家」

こどもを守るネットワーク以外にも、地域での子どもの安全を守るための取り組みが行われています。「子供 110 番の家」とは、子どもが不安を抱く事態に遭遇した際、助けを求めて飛び込める緊急避難所です。警察、教育委員会、自治体、PTA、地域住民等が連携して運営しており、個人の家、コンビニ等の店舗、企業の事業所等様々です。目印として、玄関先や入り口等の分かりやすい場所に「子ども 110 番の家マーク」が掲示されています。



1. トラブル発生

- ①連れ去り： 腕をひっぱられたり、車に乗せられそうになったりした場合
- ②わいせつ： 体に触られたり、抱きつかれたりした場合
- ③声かけ： 「お菓子をあげる」、「物を買ってあげる」、「遊びにいこう」等と声をかけられた場合
- ④つきまとい： 立ちふさがったり、追いかけられたりした場合



2. 「子ども 110 番の家マーク」を目印に避難



警視庁子ども110番の家マーク



※警視庁はピーポくんを使ったマークを配布していますが、自治体や団体ごとに独自デザインもあり、地域で異なります。

「子供 110 番の家」の対応

- 助けを求めて避難してきた子どもの一時保護
- 保護者への連絡、事態によっては警察への 110 番通報等

「こどもを守るネットワーク」も地域での子どもの見守り活動

地域の人たちが連携しながら、子どもや住民の見守り活動を進めていくことは重要です。こどもネットの活動は、自治体や企業、労働組合が連携し、地域に根ざした働く人たちが子どもを見守る取り組みです。地域の子どもたちが安心して暮らせるよう、今後も多摩地域でこどもネットの活動を広げていきます。

「こどもを守るネットワーク」事務局

〒190-0012 立川市曙町 2-15-20-5F 連合三多摩ブロック地協内

TEL 042-529-5550

FAX 042-529-5552